

令和4年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

令和4年3月22日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 議案第 4号 京丹波町自主放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 5号 京丹波町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 8号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 9号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第10号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第11号 京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について
- 第11 議案第12号 京丹波町地域福祉計画の策定について
- 第12 議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算
- 第13 議案第14号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第14 議案第15号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第16号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第16 議案第17号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第17 議案第18号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第18 議案第19号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第19 議案第20号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第20 議案第21号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第21 議案第22号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計予算

- 第22 議案第23号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第23 議案第24号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第24 議案第25号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第25 議案第26号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第26 議案第27号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第27 議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算
- 第28 議案第29号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）
- 第29 議案第30号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第31号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第32号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第33号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第33 議案第34号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第35号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第35 議案第36号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第37号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第38号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第38 議案第39号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第40号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第40 議案第41号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第41 議案第42号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第42 発委第 1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第43 発委第 2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 第44 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（12名）

1番 山崎裕二君

2番 伊藤康二君

3 番 居 谷 知 範 君  
4 番 谷 口 勝 巳 君  
5 番 東 まさ子 君  
7 番 畠 中 清 司 君  
8 番 山 崎 眞 宏 君  
9 番 西 山 芳 明 君  
10 番 隅 山 卓 夫 君  
11 番 松 村 英 樹 君  
12 番 森 田 幸 子 君  
13 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（1名）

6 番 山 田 均 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長 畠 中 源 一 君  
副 町 長 山 森 英 二 君  
参 事 中 尾 達 也 君  
企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君  
総 務 課 長 長 澤 誠 君  
税 務 課 長 中 井 伸 幸 君  
住 民 課 長 久 木 寿 一 君  
福 祉 支 援 課 長 岡 本 明 美 君  
健 康 推 進 課 長 永 海 貴 子 君  
こ ども 未 来 課 長 木 南 哲 也 君  
医 療 政 策 課 長 豊 嶋 浩 史 君  
農 林 振 興 課 長 大 西 義 弘 君  
に ぎ わ い 創 生 課 長 栗 林 英 治 君  
土 木 建 築 課 長 山 内 和 浩 君  
上 下 水 道 課 長 中 川 豊 君  
会 計 管 理 者 十 倉 隆 英 君

瑞穂支所長	上林太志君
和知支所長	藤井雅文君
教 育 長	松本和久君
教 育 次 長	堂本光浩君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堀 友 輔
書 記	山 口 知 哉
書 記	山 本 美 子

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

山田 均議員から本会議を欠席したい旨、届出があり、受理しましたので報告します。

本会期中に、各常任委員会並びに特別委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月16日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議され、同日に全員協議会が開催されました。

本定例会までに受理した要望書をお手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、放映を依頼しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第3 議案第4号 京丹波町自主放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第3 議案第4号 京丹波町自主放送施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番(東まさ子君) 経過措置ということで数字の3のところに書いてありますが、ケーブルテレビネットワーク、あるいはまたケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例によるとありますけれども、これは例えばどういうことが考えられるのかお聞きをいたします。

○議長(梅原好範君) 松山企画財政課長。

○企画財政課長(松山征義君) ただいまのご質問でございますけれども、ケーブルテレビの加入申込みやサービスの利用申請などにより使用料等が発生したものにつきまして、引き続き徴収を行っていくなど一定の事項につきましては、旧条例の規定が適用された場合と同様に取り扱うものということでございます。

以上です。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町自主放送施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第5号 京丹波町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第5号 京丹波町支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 現段階での支所の移転の見込みと、和田田中6番地1外について、外の部分について答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） ただいまのご質問に対して、移転の見込みということで、これまで2回入札が不調に終わったわけですが、今月中に役場内の関係者が集まりまして、そのあたりの原因を設計の内容を含めまして究明しまして、今後こういった形で発注していかうかなという対策を考えたいというふうに思っております。したがって、移転の見込みということはまだちょっといつ頃ということは現段階では言えない状況であります。

それと、移転先の住所でございます。移転先につきましては、瑞穂保健福祉センターの住所ということになっておりまして、今回、代表地番の和田田中6番地1外としておりますが、それ以外に12筆ございまして、全て申し上げますが、代表地番が6番地1ということになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時06分

再開 午前 9時07分

○議長（梅原好範君） 休憩を解きます。

引き続き質疑を受け付けます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第5、議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番(東まさ子君) マイナンバーカードを使って印鑑証明をコンビニで交付を受けるということであります。日本共産党は、マイナンバーカードについては国民の所得や資産、社会保険給付を把握し、国民の徴税強化、社会保障給付削減ということで反対はしているわけですけれども、この交付を受けるのにはマイナンバーカードが必要だということで、コンビニでのいろんな行政上の手続については別に反対はしておらないところであります。委員会でも聞いたかも分かりませんが、マイナンバーカードの本町の交付率、それから国の水準より交付率が低いと思いますけれども、マイナンバーカードの交付が進まない理由というのはどういうことによるのか見解をお聞きをしておきたいと思っております。

○議長(梅原好範君) 久木住民課長。

○住民課長(久木寿一君) マイナンバーカードの交付率であります。3月6日現在で30.



2%となっております。既に申請をされた件数の割合になりますと36.3%ということになっております。

2月1日現在ですけれども、国の交付率が41.8%となっております。全国に比べて低い状況であります。進まない理由ということでございますが、様々あると思いますが、主には、やはり高齢者の方が多いということが原因ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） これは、期末手当のことが提起されているわけでありまして。毎年12月に国の人事院勧告によって本町の職員の皆さんの期末手当についてもそれに準じて改正が

されるわけであります。今回は、12月に期末手当が国に準じて減額となっております。これが12月には措置されなかったということで、12月分と令和4年度の6月分を合わせて減額するということでもあります。12月にはコロナ禍でいろいろと大変だということで、12月には措置がされなかったということでもあります。今現在においても、6月においても、なかなか状況は変わっていないと思いますけれども、今回、12月と6月分の期末手当の減額をされるに当たり、職員組合の皆さんのご意見などはどのように受け止めておられるのか。また、本町は、ラスパイレス指数が京都府下でも低いと思いますけれども、京都府下でどのぐらいの位置にあるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 職員組合との協議でございますが、三役の方に寄っていただきまして協議をさせていただきました。その中でこういった状況等も説明させていただく中で、一定ご理解いただいたというふうに思っておりますし、そういったところで了解していただいたというようなお返事をいただいております。

ラスパイの関係でございますが、本町につきましてもそんなに高くはございません。全国的にどういった位置にあるかということにつきましては、現在、資料を持ち合わせておりませんので明確なことは言えませんが、今まででございましたら、一定、国に比べまして水準に達していないような状況であるかというふうに理解しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 全体の減額はどのようになるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回の特別職の職員につきまして条例を提案させていただいております。これにつきまして影響額でございますが、共済組合の負担金等の部分にも影響がございます、それを含めると約440万円というように試算しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 失礼をいたしました。

私、議案を1つ飛ばしておりました、議案第8号のところの質疑をいたしておりました。今言った内容については一部訂正をさせていただきます。

それで、特別職の皆さんの減額というのは幾らになるのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほども申しましたように、440万円程度を見込んでおります。

それと、先ほどのラスパイの関係でございますが、本町、若干データは古いわけでございますが、令和2年4月1日現在で93.1%でございます。全国平均が96.4%というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいまの答弁で440万円とありましたが、どこからどこになったら440万円という額になるのか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、給料と期末手当の額が減額されるということでございます。

こちらにつきましては、給料の分が約230万円程度になりますし、期末手当で80万円程度でございます。残り共済組合の負担金の分で約130万円程度というような試算をしております。合わせて、先ほど申しました440万円程度というような試算をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第8号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第8号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 先ほども聞いておりましたのはそれはそれとして、この条例で会計年度任用職員の期末手当というのは議案第8号に載っているのか。会計年度任用職員の期末手当についてはどのようになっているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回は、会計年度任用職員の分はこの条例には入っておりません。再任用の職員、また特定任期付職員は入っておりますけど、任用職員につきましては、次の議案第9号で提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第9号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第9号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 先ほどもお尋ねしておりましたけれども、会計年度任用職員の期末手当の減についてはどのようになっているのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほどの議案第8号に準じた形となります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 今回の期末手当の減額については、勤勉手当の部分が減額となっております。会計年度任用職員については勤勉手当しかありませんので、一般の職員に比べて減額が大きいのではないかと思いますけれども、その見解をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それぞれ率が違うということでございます。一般職に比べまして減額率も低いということでございます。そのあたりで任用職員の方々につきましても措置されているというところで、率の違いによって対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第10号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第9、議案第10号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第11号 京丹波町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について》

て》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第11号 京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 京丹波町地球温暖化対策実行計画ということで、2030年度までの計画及び長期的な計画として2050年度を目指した計画となっております。特に、地球温暖化対策の計画というのは、これまでも行ってきたと思うんですけども、今回の令和4年度の一般会計予算では、電気自動車への助成制度が上げられておりますけれども、町が今回これまでの計画と違って特に力を入れて温暖化対策に挑もうとしている中身についてお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時30分

○議長（梅原好範君） 休憩を解きます。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 最初に、電気自動車の助成というふうにおっしゃいましたが、町が先導的な取組として電気自動車を公用車に導入するというところで予算のほうをお願いしている状況にありますので、よろしくをお願いします。

前計画も実行計画があったわけですが、当時、それも基準年度は2023年度と同じになっております。2016年度策定になってまして、5年計画になってたんですけども、当時の目標は排出量、2020年度でマイナス5.8%の温室効果ガス削減となっております。

今回の計画では、2018年度になりますけども、29.7%既に削減しているという推計を出しております。2030年度に向けた前計画についても、それを上回る削減量となっております。これにつきましては、これまでの町独自の取組に加えて、国の施策、世界的な流れの中での地球温暖化に対する取組が急展開された結果だというふうに思っております。

今後につきましては、国の役割、都道府県の役割、市町村の役割がそれぞれあると思いますので、町ができること、また町民の皆さんができること、それは日々、地球温暖化対策を意識して自らが小さな取組であっても、省エネ等の取組を地道にやっていただくことが大切

になってまいります。そのあたりをしっかりと町民の皆様と一緒にできるように広報も含めて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかにありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 33ページに関わって質疑をします。

公共施設の再生可能エネルギー発電施設等の設置状況です。ここには計画年度の関係、設置年度の関係かと思うんですが、たんばこども園に太陽光発電があるのかないのかといったところが分からない内容になっていますので、まずそこについてどうなっているのかということ。

公共施設において、法が定める最低の基準を付けているという状態かなと思うんですが、庁舎でも10キロワットしかありません。そういった状況から一歩先に進んで、今後の公共施設に関しては、もう少し屋根に太陽光発電を設置するといったことも考えていかないと、この計画はなかなか達成できないのではないかというふうに思います。そういったところについての答弁を求めておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） たんばこども園におきます太陽光発電については、この設置の状況に入れておりません。

公共施設における太陽光発電施設の設置についてですが、それにつきましては、住宅用の太陽光発電設備の補助金も設けて推進しておりますし、また、公共施設につきましても住宅の推進と併せて、財政的な検討も必要でありますけども、積極的に設置できるように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第12号 京丹波町地域福祉計画の策定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第12号 京丹波町地域福祉計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 5ページの地域福祉計画とはということで、計画の役割に、自助、共助（互助）、公助と挙げられております。公助についてでありますけれども、説明として、自助・共助では支えることができない問題に対して、最終的に対応する制度ということになっております。いろいろと町民の皆さんがボランティア活動なんかもされております。そして、そうしたサービスを高齢者の皆さんが気持ちよく利用されているということがあります。

しかしながら、ボランティア活動をする人たちも、そして利用する人たちも、公的なサービスがきちんと保障されていなければ、なかなか活動も、そして利用するにしても、安心してできないというふうに思います。これまでいろいろとサービスが行われてきた中で、公的な支援がなくなって、楽しみにしておられたサービスもなくなってしまったというような例もありました。やはり町が高齢者の皆さんが安心して暮らせるためのそういうサービスをきちんと保障していなければ、幾ら地域の皆さんが頑張っても、なかなか難しいことも起きてくるのではないかと思います。やはり公助が後になっているということについては、ここにはどういう意味で書いておられるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 計画書の5ページの分についてのお尋ねでございますが、やはり自助なり互助（共助）につきましても、それぞれ住民の皆様方の持っておられますお力といたしますか、役割といたしますか、そういう社会参加的なことの行動につきましても、ぜひ

取組をお世話になりたいと思っております。そういった中で、それぞれが介護予防につながりましたり、生きがいがづくりにつながりましたり、そういうような効果もございますので、ぜひ無理のないところでご活躍いただける場というのは必要であると思っております。そういった中で、ボランティア的な部分では補えないところをしっかりと公助ということで、町なり府なり国なりが保障をしていくということが必要であろうかと思っております。

町としましては、サロンの活動支援の事業に経費を補償させていただいております。保険等の費用の負担をさせていただいてるようなところもございます。また、ボランティアの育成についての事業も社協さんを通じたりしてお世話になっているところがございます。そういったところでは、公費の負担というのも必要であろうと思っておりますので、今後も続けていきたいと思っております。また集まりにつきましても、少し形を変えながらではございますが、新たな集まりの場も町のほうで考えたりしまして作っていておりますので、それぞれの役割で力を合わせていろんな取組、まちづくりができればということをお思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町地域福祉計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算～日程第27、議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算から、  
日程第27、議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

隅山委員長。

○予算特別委員会委員長（隅山卓夫君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時44分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

隅山委員長。

○予算特別委員会委員長（隅山卓夫君） 最初に、訂正のお願いがございます。謹んでご報告  
申し上げますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

なお、正規に直したものにつきましては、休憩後に再配付をいたしますので、どうぞよろ  
しくお願ひします。

間違いは、事件の番号、議案第12号から議案第27号でございますけれども、一筆一筆  
が1号ずつ繰上げをしなければなりません。

具体的に申しますと、議案第12号 令和4年度京丹波町一般会計予算が議案第13号に  
なりまして、以降、同じく1号ずつ繰上げをさせていただいて報告をさせていただこうと思  
っております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、3月9日及び10日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告い  
たします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員としてお世話になりましたので、審査の経  
過、内容につきましては、ご承知いただいておりますので、省略をさせていただきます、  
審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の  
規定により報告します。

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第14号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

- 議案第15号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。
- 議案第16号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第17号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第18号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。
- 議案第19号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第20号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第21号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第22号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第23号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第24号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第25号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第26号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第27号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。
- 議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

以上でございます。

冒頭に申し上げましたミスプリントにつきまして、真摯に反省をしたいと思っております。  
どうぞよろしく申し上げます。

- 議長（梅原好範君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

- 5番（東まさ子君） それでは、議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算に反対の  
討論を行います。

まず、最初に一言申し上げます。

新型コロナ新規感染者数のピークは過ぎたものの、連日、新聞紙上では京都府内もお亡くなり  
なっている方があります。闘病中の皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、お亡く  
なりになりました方々に心から哀悼の意を表するものであります。

また、あわせて、感染対策、暮らしや営業を守るために業務に当たっていただいております。

す職員の皆さんに感謝申し上げます。

それでは討論に入ります。

コロナ感染症発生から3年目になります令和4年度一般会計予算は、町長就任後の初の当初予算となります。町長は、本町の財政状況は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる18%に逼迫しており、計画的な繰上償還と地方債の発行抑制により、この状況を回復するため懸命に取り組んでいると言われております。

また、限られた財源の中で、住民サービスの維持向上を図るには、事業の選択と集中を押し進め、歳出規模を見極めることが重要と述べておられます。

こうした背景の下、まちづくりを進めるとされているところであります。

今、新型コロナのオミクロン株による感染拡大や貧困と格差が拡大する中で、住民の命、暮らし、営業を守ることが最優先の課題であります。

まず1点目、本町の役割としてコロナ対策は不十分であります。

オミクロン株の感染拡大が本町でも深刻な状況の中で、重症化を防ぐ上でも、感染を抑え込むためにも、PCR検査の拡充が必要であります。体制がないのなら、抗原検査も実施すべきであります。

また、濃厚接触者への食料や日用品の提供なども希望されている人には感染対策上からも、府がしないのであれば町が独自で提供すべきであります。

次に、デジタル化の推進についてであります。

昨年9月に施行されましたデジタル関連法は、自治体などが保有する個人情報を経営利益のために利活用する仕組みづくりであり、自治体独自の個人情報保護の仕組みを抑制するものであります。個人情報の利用提供の制限を定めた本町の個人情報保護条例第9条などを国の言いなりで改定することは許されません。例規集管理事業の530万2,000円は、個人情報保護体制構築を支援事業として予算化され、個人情報に関わっての説明があり、法の施行により全国統一して改正が必要とありましたが、認めることはできません。

また、マイナンバーカードの普及促進、利活用の誘導策が取られております。その内容は、新たなカードを取得した人、前に取得したが、まだポイントをもらっていない人がキャッシュレス登録をした場合、5,000円のポイントを付けるマイナポイント。それから、カードを健康保険証として使用するための登録をしたら7,500円。公金受取り用として銀行口座にマイナンバーをひもづけする登録をした人には7,500円。以上、最大2万円のポイントを付けるというものであります。

政府は、マイナンバー制度によって、公平公正な負担と給付の実現を掲げておりますけれ

ども、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、社会保障給付削減を進める仕組みであります。マイナンバー制度は廃止すべきであります。

次に、貧困と格差が拡大する中で、子育て・高齢者支援が求められております。コロナ禍の下、子育て世代の経済的困窮が広がる中、学校給食費の無償化に計画的に取り組むべきであります。また、国保税の本町の子どもの均等割は国と同基準であります。支援をすべきであります。

次に、中小企業小規模事業対策については、支援制度の周知の徹底、手続の簡素化、支援の対象から外れた人に対する支援を求めるとともに、一度全ての事業所に対する実態調査を行うべきであります。

次に、農業は、米価の下落や肥料や原油の高騰、資材の高騰で農家の経営は深刻で危機的な状況であります。農地の規模拡大やスマート農業の推進だけではやっていけません。価格補償や所得補償を求めるものです。

次に、昨日の新聞報道にもありましたけれども福知山市民病院大江分院の病床数を16床減らすという報道がありました。国が再編や統合の議論が必要と名指しをいたしました424の公的公立病院に国保京丹波町病院も含まれております。コロナ禍における医療逼迫の教訓を踏まえ、医療費抑制や病床削減路線を中止し、医師・看護師の抜本的増員へかじを切るとともに、医療機関の減収補填と財政支援、医療従事者の待遇改善を行うよう国に強く求めるべきであります。

以上、指摘をし、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま上程となっております議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

畠中町政の本格的な町政運営の中でも、特に要となります令和4年度一般会計予算につきましては、一言で申し上げ、畠中町長が思い描く将来の本町におけるまちづくり構想の推進、加えて、令和元年度に京都府政が策定した京都府総合計画における京都丹波地域の総合計画にも相通じる施策を多く盛り込んだ取組が極めて明確に示されている予算であることを高く

評価します。

町長は、元気、希望、笑顔のあふれる幸せのまちづくりのスタートアップ予算と位置づけられており、その重点施策においては、1つ目に、健やかで幸せな食のまちづくりとして、ウェルネスタウン、すなわち身体の健康だけではなく、精神、環境、社会全体が健康であるまちづくり予算として、ウェルネスタウンやフードバレー等の調査研究事業費や、京野菜産地基盤づくり事業、通学路等安全対策など新規の10事業をはじめ、鐘乳洞公園の管理運営事業や丹波くり振興事業、国保京丹波町病院の機器更新事業等、拡充予算が盛り込まれております。

また、2点目の教育と子育てのまちづくりでは、こども園運営事業や地域の宝「人材・文化財等」調査活用推進事業、中学校のトイレ改修事業など新規に4事業、瑞穂地区の学童保育施設整備に向けた調査研究等を盛り込んだ学童保育事業や、2人目以降の育英資金も全額給付など6事業を拡充するなど、子育て環境の一層の充実に取り組む姿勢が示されています。

また、3点目の人のふれあいを感じるまちづくりでは、本町の特色や魅力を広くPRを行うプロモーション戦略推進事業や、新婚世帯への住宅確保に要する費用の支援、道の駅「さらびき」改修工事設計業務の実施など新規事業として9事業のほか、移住促進や災害対策、観光推進に係る事業の拡充などに積極的な予算編成が行われております。大変厳しい財政状況にありながら、これからの新たなまちづくりへの積極的かつ強い意欲を示された予算であることを高く評価して、賛成討論とします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 議席番号2番、伊藤康二でございます。

ただいま議題となっております議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

令和4年度の予算規模106億9,400万円、前年度比マイナス18億3,700万円、14.7%の減となっており、新庁舎・認定こども園建設が竣工し、合併以来、最大規模の予算であった昨年度予算を踏まえ、本年度においては、さらなる施策の推進と財政健全化の両立を図る予算編成となっています。

また、町債も7億7,940万円と令和3年度より18億9,520万円抑え、財政難の今日、本町の借入金を削減し、なおかつ歳出の公債費は13億7,400万9,000円となっています。

また、接種事業のほか感染症対策の強化を行い、ウェルネスタウン構想を実現するため、健康促進を発展させる新規事業を設立、また、調査研究事業、自然豊かな環境の中で作られる地場産業の発展を促進するフードバレー構想、事業者支援連携の推進や食を発展させる調査研究事業、また、安全で安心な暮らしを守るため、災害に強い町の構築に向け、本年度については通学路の交通安全対策、ため池防災対策ほか防災意識の向上に着目した地域活性のための予算となっております。

以上のことにより、議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号から議案第28号までの表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号 令和4年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、議案第14号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

令和4年度の国保税は据置きとなりましたが、コロナ禍の下、基金を活用して保険税の引下げを行うべきであります。国の改正で就学前までの子どもの均等割負担が半額減額されるようになりました。これは切実な住民の運動の成果であります。

さらに、町長は、高い保険税の要因となっている均等割と世帯割について公費1兆円を投入して廃止するよう国に求めること。また、地方自治体が独自に行っております子ども、高齢者、障害者、ひとり親家庭に対する医療費助成などの地方単独事業に対する国庫負担金減



額措置は、直ちにやめるように国に求めるべきであります。

同時に、町長は、被保険者の実態を把握して、子育て世帯の負担を思い切って軽減するために町独自の努力を上乗せして、子どもに係る均等割負担をなくすべきであります。

また、病院窓口での一部負担金の減免制度の周知をして、利用が進むように取り組むべきであります。

以上、指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま上程の議案第14号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は、我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。

平成30年度からの新制度では、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされ、市町村では、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等のきめ細かい事業を引き続き担うこととなっております。

令和4年度は、医療費の増加等の見込みにより、京都府への国民健康保険事業費の納付金が3,182万1,000円の増加となり、多額の財源不足が生じるところですが、財政調整基金からの繰入金を計上し、被保険者等の税負担を考慮して、保険税を据え置く措置とされたことを高く評価するものであります。

本町の保健事業は、被保険者数の減少や医療の高度化などによる医療費増加の傾向の中で、厳しい事業運営が続いています。今後においては、引き続き国保財政安定のための財政支援強化を京都府や国に対して強く求めていただきたいと思います。

ただ、このような厳しい状況下の中で、本町では、今日まで町民の命と健康を守るため、特定健康診査事業の実施など疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持増進と医療費の抑制に大きな効果を上げていると確信しています。これからも、より健康無関心層も含めたさらなる疾病予防・健康づくり推進の取組が求められるところであります。

今後とも医療費の適正化をはじめ、国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号 令和4年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、議案第15号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

令和4年度と令和5年度の後期高齢者医療保険料率の改定が行われました。均等割が5万3,110円から5万3,420円に、所得割が9.98%から10.46%に、賦課限度額が64万円から66万円になります。

また、現在、75歳以上の医療費の窓口負担は原則として1割ですが、10月1日から全国の75歳以上の約1,815万人のうち、約370万人は2割負担が導入されます。75歳以上で年金などの年収目安が単身で200万円以上、夫婦で320万円以上の方が対象になります。これにより、窓口負担は、年平均で約8万3,000円から約10万9,000円へと約2万6,000円の負担が増えます。その分国費は290億円削減になります。10月1日の施行後3年間、令和7年9月30日までは2割負担の対象となる方の措置が配慮されます。こうした時限的な負担軽減や高額療養費制度があるとはいえ、負担増になるのには変わりはありません。

政府は、人口の多い団塊の世代が2022年度から75歳以上になり始め、医療費が急増するために高齢者の給付を見直し、財源を賄う現役世代の保険料負担を抑えるとしております。

しかし、2割負担化は、コロナ禍で精神的にも経済的にも疲弊をしている高齢者の負担増による受診控えや疾病の重症化を招きかねず、現役世代が受ける負担軽減効果も僅か月額30円であります。高齢者の所得の8割は公的年金であります、その年金支給額も2022年度より0.4%引き下げられます。高齢者の収入減少は生活水準の低下や受診抑制にもつ

ながります。高齢者の暮らし、命、健康を守るために、後期高齢者医療費の窓口負担の2割化の中止を求めるとともに、保険料の引上げは認められないことを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま上程の議案第15号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

この予算は、歳入歳出それぞれ2億8,739万4,000円が計上されております。本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。広域連合で保険料率が2年ごとに決定され、第8期となる令和4年度及び令和5年度の保険料率は、団塊世代が75歳以上となり、被保険者が増加することで医療給付費の増加等が見込まれるため引上げ改定されたところです。

本町は、高い健康診断受診率を誇る一方、限られた財源の中で高齢者の保健予防の対応がしっかりとなされています。今後におきましても、高齢者の疾病予防や重症化予防の取組を推進し、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図っていくことを期待して、賛成の討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号 令和4年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、議案第16号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険制度は、第5の社会保険として2000年にスタートをいたしました。介護保険法の趣旨は、要介護状態となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとして出発をいたしました。こうした目的を持った介護保険制度は事あるごとに見直しがされ、制度内容が次々と後退をしてきました。国による見直しは受益者負担を重くし、家族介護に重心を置くことに制度を改悪し、介護を社会全体で担うとした介護保険制度出発の根幹をなし崩しにするものであります。

特に、第7期介護保険事業計画で、市町村に総合事業としてボランティアなどの専門職でない人によるサービスの提供を可能にする法改正などを行い、しかも国がガイドラインを設けて個別判断の余地をなくすなど、サービスは薄く負担は厚く、保険あって介護なしが一層強まってきました。

今も申しましたように、介護保険制度の内容は改正されるごとに悪くなり、払いたくても払えないほど保険料は高額となっております。介護保険料も国保税も引かれ、残った年金での生活は本当に大変であります。基金を活用して介護保険料の引下げに活用すべきであります。

また、負担軽減のために一般会計からの支援が必要なことは言うまでもありません。介護保険制度の本来の趣旨に基づき、誰もが安心してサービスが受けられるように国の責任の下、介護保険制度を改善し、介護サービスを提供するべきであること。自治体としても加入者の声をしっかり国に届けることを求めて、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○7番（畠中清司君） 議案第16号に関わる賛成討論を行いたく思います。

議席番号7番、畠中清司です。

議案第16号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

介護保険は、40歳以上の加入者に納めていただく保険料と、国、都道府県、市町村からの公費を財源として運営され、加入者が介護や支援を必要とするときに介護サービスを利用する費用に充てることで、加入者とその家族を支える仕組みです。介護サービス等諸費、前年対比2,004万5,000円増、高額介護サービス等費、前年対比234万6,000円増、全体として648万3,000円増となっておりますが、全体的な報酬の引上げなどによるものである。

また、介護保険福祉用具購入費、介護保険住宅改修費等の費用補助があり、介護保険負担限度額、居住費・食費の軽減制度、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免措置、介護保険サービス事業所の充実、住民に広く知っていただくための仕組みやサービスの利用提供についてのパンフレットを作成して、1人でも多くの住民の方に利用していただく取組を熱心に行っている。保険料の段階も負担能力に応じた負担を求める観点から11段階になっています。このように、介護保険事業は、生活機能を改善、自立した日常生活を営む等には必要である。

以上のことにより、幸せのまちづくりへのスタートアップ予算となることを期待して、議案第16号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号 令和4年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、コロナ対応のために暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第17号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号 令和4年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

○議長(梅原好範君) 議案第18号 令和4年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番(山崎裕二君) ただいま審議中の議案第19号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

育英金制度は、旧丹波町の育英基金の設置及び管理に関する条例に基づき、1984年(昭和59年)から、実に38年の長きにわたって続く給付型の奨学金です。当時のことを詳しく知る方からは、町内の篤志家の方から多大なご寄附を頂いたことを端緒としていると聞いています。

毎年40人の方に支給されてきたとしても、延べにして1,500人ほどの有能な人材の学びを経済的に支え、そして、育んできました。全国の類似制度にも比類ない、かつ先駆的で脈々と受け継がれてきた、町が全国に誇る給付型の奨学金制度です。

さて、令和4年度当初予算において、本年度までの状況と比べて、次の2点の改善提案がありました。

第1に、近年、増加傾向にある町ふるさと応援寄附金の使途指定先の1つである「未来をひらく人を育てるまちづくり」ほかを財源として育英金の支給を実施するとした点です。

これによって、本年度末見込みで、およそ865万円までになっていた育英基金残高に関しても、基金設立当時は想定不可能だったより現代的な形の寄附で、篤志家の方の思いを引き継ぎ、涵養しながら、持続可能なものとして発展していく1つの道筋となったと評価します。

第2に、同一世帯複数同時給付についても半額とせず、全額給付に改めるとした点です。昨年度の給付実績においては、39人中14人の方、率にして4割弱、額にして54万円分が相当していました。

これまでの2人目以降が半額給付だったことは、全額給付の場合と較量して、有能な人材の育成を後退・阻害していたと思料します。かかる点は、京都府奨学のための給付金では、多子世帯における教育費負担が相対的に大きく、2人目以降の支援を手厚くする必要があるとの理由から、増額支給をしていることから明らかであり、大きな課題でした。

同一世帯複数同時給付においても、個々の育英生について、全額給付に改めることにより、町長が就任当初から打ち出している「教育と子育ての町」、「子どもを大切に作る町」の理念も、より鮮明なものになると評価します。

以上の2点を評価するとともに、町民の皆さんにとって、よりよい育英金制度として機能・発展していくよう、議会議員として将来にわたって一層の監視・検証を続けていくことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第19号 令和4年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 令和4年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 令和4年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。



最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 令和4年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 令和4年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号 令和4年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 令和4年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 令和4年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 令和4年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○5番（東まさ子君） それでは、議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算に対し、反対の討論を行います。

京丹波町水道事業会計予算は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して6回目の予算として提案されました。本町の水道事業は、本町が分水嶺の地域であることから、和知地域と丹波・瑞穂地域と2つの水系から取水をしております。丹波・瑞穂地域は、畑川ダムからの取水が中心になってきています。畑川ダムからの取水の目的は、開発団地などで5,000人も人口が増加する、また、町内の11事業所と下山の工業団地で、合わせて日量5,000トンが必要だということで、丹波・瑞穂地域だけで1日当たり1万3,723トンが必要であり、ダムからの取水が必要として下山に畑川ダムを建設をいたしました。

しかし、水確保が必要とした開発団地での人口5,000人増も、工業団地への工場進出も、町内の既存企業へ調査要望を求めたもので正確性に欠けるものでありました。しかも、丹波・瑞穂地域の人口も大幅に減少しており、当初の見通しや計画は大きく破綻をしているのにダムだけは推進をしてきました。

今起こっている漏水は、既存の施設をしっかりと維持管理することに重点を置かず、ダム建設を最優先にお金も人も投入して取り組んできた結果であり、責任は重大であります。結局、ダムを推進した為政者は誰も責任を取らない。結局、加入者である住民にその負担とツケが押しつけられています。

京丹波町の人口は、合併時1万7,939人でありましたが、令和3年3月1日現在では1万3,566人になっており、15年3カ月で4,373人も人口が減少しております。水源は、畑川ダムに依存するのではなく、既存の施設を大事に維持管理することにウエートを置くべきであります。畑川ダムは、洪水調整を目的にすべきであります。

当初予算では、ダム関連対策事業として、測量設計監理業務等委託料が本年も200万円計上されました。ダム周辺整備事業は計画されておりますけれども、高齢化が進む中で、多額の予算が必要となる施設が今町民にとって本当に必要な施設なのか。今必要なのは大規模な整備事業ではなく、自然とダム湖畔を生かした事業とし、維持管理費用や地元負担をかけた事業とすべきであります。町民が納得できる取組にすることを強く求めるものであります。水道事業は、地方公営企業法に基づく企業会計であります。経営の基本は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めております。

本町は、高齢化率が高い町であります。少子高齢化でひとり暮らしや高齢者世帯が増加しております。現在の基本水量10トンでは使用しない水の分まで料金として払っている状況があります。しかも、水道料金は府下で2番目に高い料金であります。見直しが必要です。使用水量5トン以下の戸数が全体の28.53%も占めております。この現状から見ても5トンのランクを設けるべきであります。

また、水道の開栓・閉栓手数料が1回3,000円と高額で、府下市町でも特異な料金であります。近隣市町と比べても10倍あります。府下の市町で水道料金は2倍、手数料は10倍あります。公共料金が非常に高い。これが京丹波町の実態であります。若者は町外に転出してはなりません。移住を推進しておりますけれども、公共料金が高くては移住の足かせにもなります。見直しが必要であることを指摘するものであります。

飲料水は、生活になくてはならないものであります。ですので、民間ではなく、自治体が責任を持って給水事業を行っているものであります。水道事業は必要不可欠なものです。しかし、今進められようとしている水道事業の広域連携や共同化は民営化に道を開く重要な問題であります。水道事業は、水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など多くの課題がありますが、広域化や民営化では水道事業の課題解決にはなりません。広域化や民営化で地方

自治体の役割を果たすことはできません。今、世界では、水道を民営化した弊害が次々と明らかになっていきます。民営化は、住民自治体にとって百害あって一利なしのものであります。このことを指摘して反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○3番（居谷知範君） ただいま上程されております議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

まずもちまして、上下水道課全職員の皆様におかれましては、日々突発的に発生いたしております漏水対応、また、それに伴います給水活動に昼夜、平日・休日を問わず、ライフラインを守るという使命感、そして、住民の皆様にご迷惑とご不便をおかけしてはならないという強い責任感の下に、鋭意ご対応いただいておりますことに対しまして敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

当町の水道管の総延長は480キロメートルにも及び、その距離は京都駅から新幹線で東へ向かえば東京駅、西に向かえば新山口駅を超える距離に相当します。このような中で、大変厳しい財政状況ではありますが、来年度の当初予算におきましても、計画的な管路更新事業や漏水箇所を早期に発見するための分岐管流量計設置工事、また、給水対応時に大きな威力を発揮することが期待されます加圧式給水車の導入など、安定したライフラインを継続させ、さらなる安心安全を目指す予算となっておりますことから、本予算に対する賛成討論といたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 令和4年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第28、議案第29号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）》

○議長（梅原好範君） 日程第28、議案第29号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 3点お伺いいたします。

初めに、30ページ上段です。移住促進事業1、220万円のうち、下の明日のむら人移住促進事業補助金ですが、これの減額の要因をお聞きいたします。

2点目は、40ページの真ん中です。多面的機能支払交付金事業の、事業内容と減の要因をお聞きいたします。

3点目、44ページです。京丹波まるごと交流型観光推進事業の、下の段の看板設置工事とか商工観光補助金について、減の要因をお聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、30ページの移住促進事業の関係からご説明をさせていただきます。

30ページの移住促進事業につきましては、本年度、明日のむら人移住促進事業補助金でございますけれども、事業精査によりまして減額を行うものでございます。府の予算が確定したことから、本年度事業実施ができなかった分については、翌年度実施をさせていただくということで、4件の移住者の方については、次年度で対応するというところで考えているところでございます。

それから、各地域振興会単位で作成いただいておりますけれども、地域のPRをする取組についても1件だけの実施であったということで、最終精査をいたしまして1、180万円の減額ということになっております。

それから、44ページの商工観光費のまるごと交流事業でございます。こちらにつきましては、9月補正でお世話になりました国の誘客多角的事業でございますけれども、国の事業予算が確定をしたことによりまして、今回、600万円を減額させていただくということになっておるところでございます。こちらにつきましては、国の事業費が減額となったことから、併せまして、補助金として対応する予定にしておったものを減額ということなのです。

それから、看板の関係でも、委託事業ということで項目を変えさせていただいたことから、

看板設置工事のほうは減額をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 40ページの多面的機能支払交付金事業の関係でございます。

これにつきましては、農業・農村の有します多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係ります支援を行いまして、地域資源の適切な保全管理を推進することとしておるところでございます。

今回の減額につきましては、大きく分けて2点ございます。

1つ目には、活動を終了された瑞穂地区の2地区におきまして、瑞穂の広域協定のほうに参加いただいて、また活動の再開を予定されておったところでございますけれども、活動再開を見送られたことによります減額が1点。

もう1点につきましては、国の予算の関係によりまして、長寿命化に係ります単価が本来100%で計算をしておったわけでございますけれども、それが84%交付になったということで減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 30ページの移住促進事業について、4件ということでお聞きしましたが、大体1件に係る補助金はどれぐらいかかっているものなのか。

また、地域のPRというのはどのようにされているものなのかお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、移住促進事業でございますけれども、空き家改修ということで1件180万円の助成となっておりますところでございます。

また、所有者の方の空き家流動化対策ということで、そちらにつきましては、家財家具の撤去等を行うものについては1件10万円となっております。

それから、地域でお世話になります地域受入体制整備事業というものがあるんですけども、そちらについては、現在、各振興会なり集落を対象として、その地域の移住者に対するPRを行っていく冊子を作っていたり、ホームページを作っていたり、そういった活動に活用できるもので、1件当たり上限が50万円という助成の単価になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 繰越明許の中学校一般管理事業の2,400万円余りの衛生器具の納入の件についてお伺いたします。理由をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 繰越しの関係でございます。瑞穂中学校のトイレ改修工事を繰越しをさせていただく件についてでございます。コロナ禍にありまして、世界的に衛生器具の供給に影響があったというところで、昨年11月頃から若干回復の兆しが出てきたということでありましたけれども、本年1月ぐらいから全国的にまん延防止措置となりまして、衛生器具類の生産状況がより厳しさを増したということで、納期遅延の回復が見込めなくなったということ。

それから、年明け直後、本町におきましても、3学期が始まってから町内の学校に新型コロナウイルスの感染が相次ぎまして、最初に施工業者と学校との打合せができましたのは2月に入ってからでございました。学校との調整の期間につきまして不測の事態が生じたということによりまして、衛生器具の発注自体も遅れたということで、間に合わなくなったという理由をもちまして、繰越しをさせていただきたいというものでございます。

今後につきましては、学校運営に支障を来さない範囲の中で早期に完成するよう努力をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 10ページの新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ですが、この減収補填金はどういう税に対する補填金なのかお聞きをしておきたいと思えます。

それから、14ページの地方創生臨時交付金2億33万4,000円であります。いろいろとコロナ禍の下で1年間事業をやってこられたということでもあります。その中で、令和4年3月31日までが申請期限となっておりました米価の値下がりに対する1反当たり4,000円の交付事業についてお聞きしたいのが1点。

それと同時に、前年度と比べて収入が30%、20%、10%減額になったものに対する補助金というのがありましたけれども、これも申請期限が令和4年3月31日まで延長された経緯がありますけれども、現状どうなっているのかお聞きをしておきたいと思えます。

それから、36ページ、衛生費の中の時間外手当ということで100万円。ほかの課にもあるかもしれませんが、時間外手当が100万円となっておりまして、いろいろとコロ



ナ禍の下で大変だったと思いますけれども、月80時間、あるいは100時間とかそういう時間外勤務という状況はなかったのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

それから、30ページ、ホームページの運用管理事業ということで501万7,000円減額となっております。リニューアルをするということで委託をされていたのが減額となっているわけでありまして、リニューアルというのはどういうふうにもリニューアルをされようとしていて、延期になって事業ができなかったのか。理由についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず初めに、地方特例交付金につきましては、国が令和3年度に限って措置をされました中小事業者等が所有する固定資産の軽減措置がございまして、これに対応する部分で減収となった部分を減収補填措置として収入するものでございます。

それと、飛びますけれども、ホームページにつきましては、予算を上程させていただいて、議決をいただいて、今年リニューアルに向けた作業を実施しております。今回、減額というのは、年度末ということで事業精査によるものということで、一定この額でホームページのリニューアルを実施をしているというところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 14ページの地方創生臨時交付金に関する米価下落等の状況でございます。

まず、米価下落の給付金の関係でございますけれども、先ほどございましたように、3月15日を期限とさせていただいていたところでございます。これにつきまして、現在、784件申請を頂いているところでございまして、現在、滞納等の状況を調査をしておる状況でございます。既に支払い等については3回交付をさせていただいてるところでございます。

続きまして、農業者等の支援給付金の関係でございます。これにつきましても、期間を延長させていただきまして、3月15日までの申請とさせていただいていたところでございます。現在まで45件の申請を頂いておるところでございます。これにつきましても、現在、最終の滞納状況等の確認をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 36ページの人件費100万円につきましては、昨年の4月から12月の実績、また、今年に入って1月から3月までの見込みを基に算出させていただいた

わけでございます。ご案内のとおり、この増額分につきましては、ワクチン接種が影響しているものというふうに考えておるところでございます。しかしながら、月45時間とか年360時間、こういった勤務上の上限時間をワクチン接種によって超えたものはございません。以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 9ページ、10ページの歳入、地方交付税の特別交付税に関わってです。今回、5,000万円を増額して5億5,000万円というふうになりましたが、3月18日に特別交付税交付額が決定しているかと思えます。全国では7.9%増、京都府の町村では8.0%増といったところが統計資料から見て取れるんですが、本町でも多かったというふうに聞き及んでいますが、今回、交付総額は幾らになったのか。分かりましたら答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 特別交付税でございます。結論といたしまして、本町につきましては、今年は伸び率7%でございました。交付総額が6億1,217万7,000円ということでございました。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいま審議中の議案第29号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）について、1億円の減債基金積立事業に着目して賛成討論を行います。

2005年（平成17年）10月11日、丹波町、瑞穂町、和知町の3町が合併し、京丹波町が誕生し、本年度で17年目を迎えました。

合併後の広域的課題、一体性の醸成、均衡ある発展や過疎地域の自立促進に向けたハード・ソフト事業整備の取組を行う中や、並行して、本来なら交付税算入すべき金額の一部について、町が起債することによって補填し、財源を確保する中、今年度末残高見込みで、合

併特例債を含む一般単独事業債が66億8,200万円、過疎対策事業債が39億500万円、臨時財政対策債が40億6,400万円など、一般会計における地方債残高はおよそ159億2,250万円と増加をたどってきました。

近年では、地域拠点施設、道の駅味夢の里整備に係る過疎対策事業債の起債についての据置期間が終わり、令和元年度より本格的な元利償還が始まっています。さらには、新庁舎建設やこども園開設に伴う合併特例債の起債についても、令和7年度より本格的な元利償還が始まります。

合併後、課題であった施設整備などのハード事業については、一定のめどが付いたことにより、今後においては、地方債発行を抑制していくとともに、財政負担軽減の取組として、一部の地方債を予定の償還期日より早く返済していくこと、いわゆる繰上償還を継続的に行っていくことが重要です。

今年度、減債基金1億円を繰り入れ、2億円の繰上償還を行いました。さらに、本補正予算において、歳入歳出の状況から、当初の計画を1年前倒しし、減債基金へ1億円（今年度末残高見込みでおよそ1億9,100万円）積み立てることによって、来年度以降の構えと備えを行う体制となっています。

具体的には、今年度の2億円の繰上償還と1億円の減債基金積立に続いて、令和6年度、令和8年度、令和10年度に1億円ずつ減債基金を計画的に積立てし、年度が前後しますが、令和5年度、令和7年度、令和9年度、令和11年度には1億円の繰上償還財源を確保するとともに、同年度、2億円ずつ、今年度分を合わせて計10億円、補償金の支払いが発生せず、借入れの有無や多寡にかかわらず、後年度、国が定めた一定の基準に基づいて、交付税措置のある臨時財政対策債の繰上償還を行うことによって、実質公債費比率の分子に相当する交付税算入分を差し引いた実質的な公債費相当額を減らし、起債許可団体となる3か年平均18.0%から遠ざけていく計画であるとの説明を受けています。

以上、減債基金1億円を前倒し積立てしようとする本補正予算が、今後において計画する継続的な繰上償還と一体的に機能することで、財政健全化に大きく寄与するものと評価します。あわせて、町民の皆さんの立場で、持続可能な行財政運営となるよう、議会議員として将来にわたって一層の監視・検証を続けていくことを表明し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

議案第29号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり決すること  
に賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第30号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第29、議案第30号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 補正予算（第2号）におきましては、基金に2,700万円余りを積み立てるものであります。毎年、歳入歳出、収支の差引きが出るわけでありましてけれども、これは黒字になればずっと基金に積み立てていく方針なのか。コロナ禍の下でありますので、繰越しにして来年度の予算に算入するという事は考えられないのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 令和3年度におきましては、収支が改善したということになりますが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響があったというふうに見ております。京都府への納付金につきましても、令和2年度比で約2,700万円の支出が減ったということになります。その分を逆に2,700万円積み立てるということにつながるわけなんですけれども、令和3年度に対しまして令和4年度は、納付金が逆に上がってきております。約3,200万円ほど令和3年度に対して上がってきております。それは令和3年度の納付金が少なかったと、令和4年度の納付金、3,200万円ほど増加した分がほぼ例年どおりの納付金になるのではないかとこのように見ておきまして、最終的に収支はそれほど好転はしないだろうというふうに思っております。予算上におきましても、令和4年度の予算では約5,000万円ほどの基金繰入れをやっております。お尋ねの繰越金で翌年度の財源にということですが、今後はかなり苦しい状況の中での対応になるということで、そういうことはかなり難しいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

議案第30号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第31号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第30、議案第31号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

議案第31号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第32号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第31、議案第32号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 介護保険につきましても、基金積立ということで2,259万9,000円の積立てがされているわけでありまして、国保よりも介護保険につきましても、3年間の期限をくくった事業計画に基づき、保険料も算定して徴収をしているわけでありまして、来年度もう1年残しますけれども、介護保険の黒字分こそ次期の9期に回すべきだというふうに思っております。来年度、令和5年度がどうなるか分かりませんということですが、3年刻みで事業計画を評価し、余った分については次年度へ繰越すということは、介護保険事業では認められているのではないかと思いますけれども、見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 基金の考え方でございますけれども、今議員からございましたように、介護保険料といいますのは、3年ごとに見直しということになっております。このたび、現在の第8期の保険料を算定するに当たりましては、一定介護報酬の伸び等が見込まれまして、1人当たりの保険料も増額が見込まれましたけれども、やはりそこは負担の公平性ということも考えまして、基金を繰り入れるということを前提に第8期の介護保険料を算定させていただいたところでございます。

結果としまして、今回、調整交付金の増額を補正で上げさせていただいておりますけれども、そういった算定を見込めなかった部分の増額がございまして、今回、2,000万円余

りの基金積立の増額ということで計上をさせていただいております。

次期計画につきましては、これからの算定となりますが、介護が必要となる方が今後増えてくる見込みがありますのと、また、保険料を納めていただく方につきましては、人口減少ということでだんだん減ってくるということが予測されます。そういったことも考慮をしまして、第9期に向けた介護保険料の算定をさせていただく中で、基金の活用については検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

議案第32号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第33号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第32、議案第33号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

議案第33号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第34号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第33、議案第34号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。



よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第35号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第34、議案第35号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

東君。

○5番（東まさ子君） 町営バス運行事業であります。令和4年度の予算のところでも聞いておられた方があったかも分かりませんが、日吉線の路線についてであります。南丹市の日吉まで路線が行っているわけでありますけれども、この利用状況は、明治鍼灸の病院への利用が多いのか。胡麻が多いのか。日吉駅が多いのか。それとも実勢と丹波マークスへの利用が多いのか。その状況分析というのはされておりましたらお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 状況でございますけれども、日吉線につきましては、手元に正確な数字を持ち合わせておりませんが、過日にもお答えをさせていただきましたように、現在、分析をしておりますと、みのりが丘と丹波マークス間の利用が一番多くなっていたところでございます。鍼灸病院や日吉駅、胡麻駅等へも乗車はございますけれども、一番多い乗車につきましては、みのりが丘、丹波マークスというのが一番多いような状況になっているところでございます。

以上でございます。

東君。

○5番（東まさ子君） 今回、燃料費ということで補正もされているわけでありまして、前の議会の中では、町域外の運行でありますので、南丹市から少し支援ももらったらいのではないかなというような意見もあつたりしました。京丹波 味夢の里のホテルですけれども、どういう状況になつてるかちょっと分かりませんが、ホテルの利用者の状況はどうなのか。また、南丹市の支援というのはどうなのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、ホテルの利用者の状況でございますけれども、新

型コロナの影響を受けておまして、まん延防止や緊急事態宣言が出ていない状況のときには、結構、宿泊利用者の方もあったわけではございますけれども、しかしながら、またまん延防止等が出された影響によりまして、正確な数字は今手元にございませんので言えませんけれども、減少をしているような状況でございます。

あわせて、町営バスの利用でございますけれども、ホテルへの来訪者の利用も若干はあるわけではございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、日常利用の丹波マーケスやみのりが丘の乗車人数が一番多いというような状況になっているところでございます。

また、南丹市営バスとの連携、南丹市からの支援という部分については、今後、検討していかなくてはならないのかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

議案第35号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第36号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第35、議案第36号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

議案第36号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第37号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第36、議案第37号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

議案第37号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第38号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第37、議案第38号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

議案第38号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第39号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第38、議案第39号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

議案第39号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第40号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第39、議案第40号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

議案第40号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は13時15分とします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時15分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第40、議案第41号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第40、議案第41号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

議案第41号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第42号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第41、議案第42号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

議案第42号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～  
日程第43、発委第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第42、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する  
条例の制定についてと、日程第43、発委第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁  
償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長(西山芳明君) それでは、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を  
改正する条例の制定について、趣旨説明を行います。

令和4年4月1日からの本町の行政組織の一部改編による京丹波町部設置条例の制定及び  
京丹波町課設置条例の廃止に伴い、新旧対照表でお示しのとおり、京丹波町議会委員会条例  
第2条第1項第1号に規定する総務産建常任委員会の所管につきましては、「企画財政課、  
総務課、税務課、農林振興課、にぎわい創生課、土木建築課、上下水道課の所管に関する事  
務及び他の常任委員会の所管に属しない事務」を、「総務部、産業建設部の所管及びそれら

に関連する事務並びに他の常任委員会の所管に属しない事務」に改め、第2号に規定する教育福祉常任委員会の所管について、「住民課、福祉支援課、健康推進課、こども未来課、医療政策課、教育委員会の所管に関する事務」を、「健康福祉部、教育委員会の所管及びそれらに関連する事務」に改めるものでございます。

以上、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明とさせていただきます。

引き続きまして、発委第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

新旧対照表でお示しのとおり、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じ、町の特別職と同様に年間の期末手当を0.1月分引き下げ、6月支給分において0.05月分、12月支給分で0.05月分を引き下げるものであります。

また、令和3年12月に支給された期末手当の引下げ相当額を令和4年6月支給分から減ずることとし、附則に規定しております。

以上、京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明とさせていただきます。

ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。

これより、発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。



(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第2号を採決します。

発委第2号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

#### 《日程第44、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第44、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務産建常任委員会、教育福祉常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和4年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 1時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 畠中清司

〃 署名議員 山崎眞宏